平成３０年（フ）第６２号
茨城県筑西市横塚230番地　パナハイツＡ棟201
債務者　水垣　一郎
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成３０年（フ）第６５号
茨城県古河市久能1112番地１、前住所茨城県古河市砂井新田85番地２
債務者　森　　茂
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成３０年（フ）第１０６号
埼玉県深谷市上野台169番地　ハイツティロード201号
債務者　中澤　政志
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第２４号
千葉県長生郡白子町北高根2641番地11
債務者　野島　秀文
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成３０年（フ）第２２号
千葉県君津市久保１丁目５番７号
債務者　新藤　良子（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成３０年（フ）第３６号
千葉県木更津市請西南２丁目３番地５　スカイガーデン203
債務者　立野　綾乃（旧姓石原）
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成３０年（フ）第１０号
富山県魚津市吉島１丁目12番31号　若松荘13号、前住所富山県魚津市青島678番地12
債務者　黒田　一裕
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成３０年（フ）第１２号
富山県下新川郡入善町舟見706番地
債務者　羽黒　愛美
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成３０年（フ）第７４号
三重県津市城山３丁目10番４―406号
債務者　伊藤　　智
1　決定年月日時　平成30年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第７５号
三重県津市末広町10番11号　明石ハイツＢ104号
債務者　宮下　晃久
1　決定年月日時　平成30年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１１号
滋賀県長浜市神照町29番地　第８サンコーポ森脇２号館１号室、前住所京都市伏見区淀池上町133番地３　フォートクレール308
債務者　村上　　舞
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成３０年（フ）第２１号
滋賀県長浜市新庄寺町250番地　新庄寺団地５棟３号室
債務者　藤井　晴美
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成３０年（フ）第６６号
兵庫県宝塚市旭町３丁目７番29号クレール旭町Ⅱ105、前住所兵庫県伊丹市昆陽南４丁目４番６―208号
債務者　福井　良昌
1　決定年月日時　平成30年４月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第１３９号
広島市西区己斐上３丁目18番12―302号
債務者　松岡　茂隆
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２２７号
広島県廿日市市八坂２丁目10番10号
債務者　青山　幸平
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２４８号
広島市西区己斐上５丁目23番14号
債務者　生雲　教子（旧姓吉村・常光）
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２８４号
広島市安佐北区可部３丁目42番３号
債務者　橋岡　　保
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
広島地方裁判所民事第４部